

伊丹市監査委員告示第8号

監査結果に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定に基づく財政援助団体等監査結果報告に対して講じた措置の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和8年(2026年)7月8日

伊丹市監査委員 佐藤 文裕

伊丹市監査委員 保田 憲司

記

1 監査の種別

財政援助団体等監査

(地方自治法第199条第7項による監査)

2 監査の対象団体

伊丹まち未来株式会社

3 措置を講じた団体

伊丹まち未来株式会社

(所管部局：都市活力部 産業振興室 まちなかにぎわい課)

4 監査の期間

令和8年(2026年)4月3日～令和8年(2026年)6月4日

5 監査結果提出日

令和8年(2026年)6月24日

6 措置の内容

財政援助団体等監査の結果に基づき講じられた改善措置については、別紙令和8年(2026年)6月26日付け伊活産ま第282号の通知文書のとおりです。

(公 印 省 略)
伊活産ま第282号
令和8年6月26日
(2026年)

伊丹市監査委員 佐藤 文裕 様

伊丹市監査委員 保田 憲司 様

伊丹市長 中田 慎也

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、第14項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

伊丹まち未来株式会社

2 措置を講じた部局

伊丹まち未来株式会社

3 監査の種別

財政援助団体等監査（フォローアップ）

（地方自治法第199条第7項による公の施設の指定管理者監査）

4 監査の期間

令和8年(2026年)4月3日～令和8年(2026年)6月4日

5 措置の内容

別紙のとおり

令和 8 年 6 月 2 5 日
(2026 年)

伊丹市長 中田 慎也 様

伊丹まち未来株式会社
代表取締役 榊村 一弘

監査結果報告に対する措置について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査結果に対して講じた措置を、次のとおり通知します。

記

1 監査の対象部局

伊丹まち未来株式会社

2 監査の種別

財政援助団体等監査（フォローアップ）

（地方自治法第 199 条第 7 項による公の施設の指定管理者監査）

4 監査の期間

令和 8 年(2026 年) 4 月 3 日～令和 8 年(2026 年) 6 月 4 日

5 措置の内容

別紙のとおり

監査結果に対する措置について

伊丹まち未来株式会社

指 摘 事 項	回 答
Ⅰ 指定管理について (Ⅰ) 観光物産ギャラリーの年間事業報告書について 令和6年度の指定管理業務に係る年間事業報告書と会計処理に係る帳簿等を確認したところ、年間事業報告書のうち、管理経費等の支出状況の記載に再度誤りがありました。 令和6年度における管理運営委託料を改めて算出し、再精算の手続を実施するとともに、今後は、市に対して適正な年間事業報告書を提出するよう、今一度、細心の注意を払うようにしてください。	財政援助団体等フォローアップ監査において、年間事業報告書のうち管理経費等の支出状況の記載に再度の誤りがあった旨、指摘をいただいたところでは。 今後、報告書と会計処理に係る帳簿等との突合を含め、本社と共に内容確認をすることにより、適正な事務処理に努めてまいります。 また、管理運営委託料については、伊丹市と協議のうえ処理してまいります。